

平成18年度
商 標 出 願 動 向 調 査

商標出願における指定商品・指定役務に関する
記載についての動向調査
(要約版)

<目次>

第1部	商標出願書類に記載された指定商品・指定役務の調査……………	1
第2部	アンケート調査・ヒアリング調査……………	13

平成19年3月

特 許 庁

問い合わせ先
特許庁総務部企画調査課 技術動向班
電話:03-3581-1101(内線2165)

第 1 部 商標出願書類に記載された指定商品・指定役務の調査

第 1 節 通常出願

1. 特許庁が提示する資料の利用割合の調査

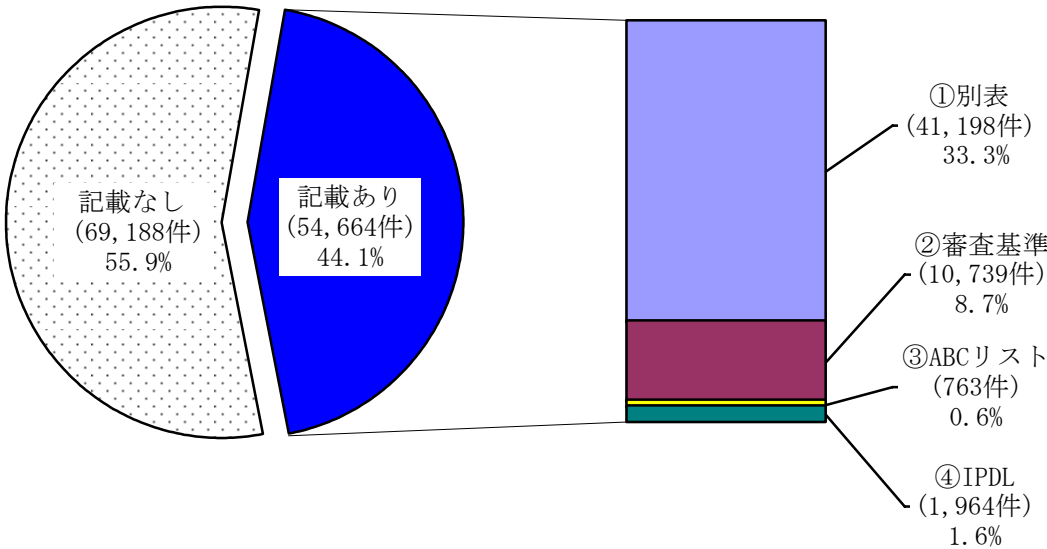
(1) 2005 年の商標出願（出願単位）と資料の利用

2005 年の商標出願全体について、『別表¹』、『審査基準²』、『ABC リスト³』、『IPDL⁴』と同一表記の商品または役務名等が記載されている割合(完全一致を含める)について分析を行った。

2005 年の商標出願 123,852 件のうち、54,664 件(44.1%)について全ての商品または役務は 4 つの資料⁵のいずれかに記載された商品・役務を指定している（以下、“記載あり”という。）。一方、69,188 件(55.9%)についてはこれらの資料に記載された商品・役務を指定していない(以下、“記載なし”という。）。

4 つの資料別では『別表』に記載された商品・役務が 33.3%と最も多い。

1－1 出願件数に対する記載率



(2) 2005 年の商標出願（区分毎）と資料の利用

2005 年の商標出願を区分毎に分類し、『別表』、『審査基準』、『ABC リスト』、『IPDL』と同一表記の商品または役務名等が記載されている区分数と割合について分析を行った。

¹ 別表とは、商標法施行規則別表（平成 14 年 1 月 1 日施行）をいう。
² 審査基準とは、類似商品・役務審査基準（第 8 版）をいう。
³ ABC リストとは、商品・サービス国際分類表（第 8 版）をいう。
⁴ IPDL とは、商品・役務名リスト（2006 年 8 月 3 日現在）をいう。
⁵ 4 つの資料とは、別表、審査基準、ABC リスト、IPDL をいう。

① 化学（第 1 類、第 2 類、第 3 類、第 4 類、第 5 類）

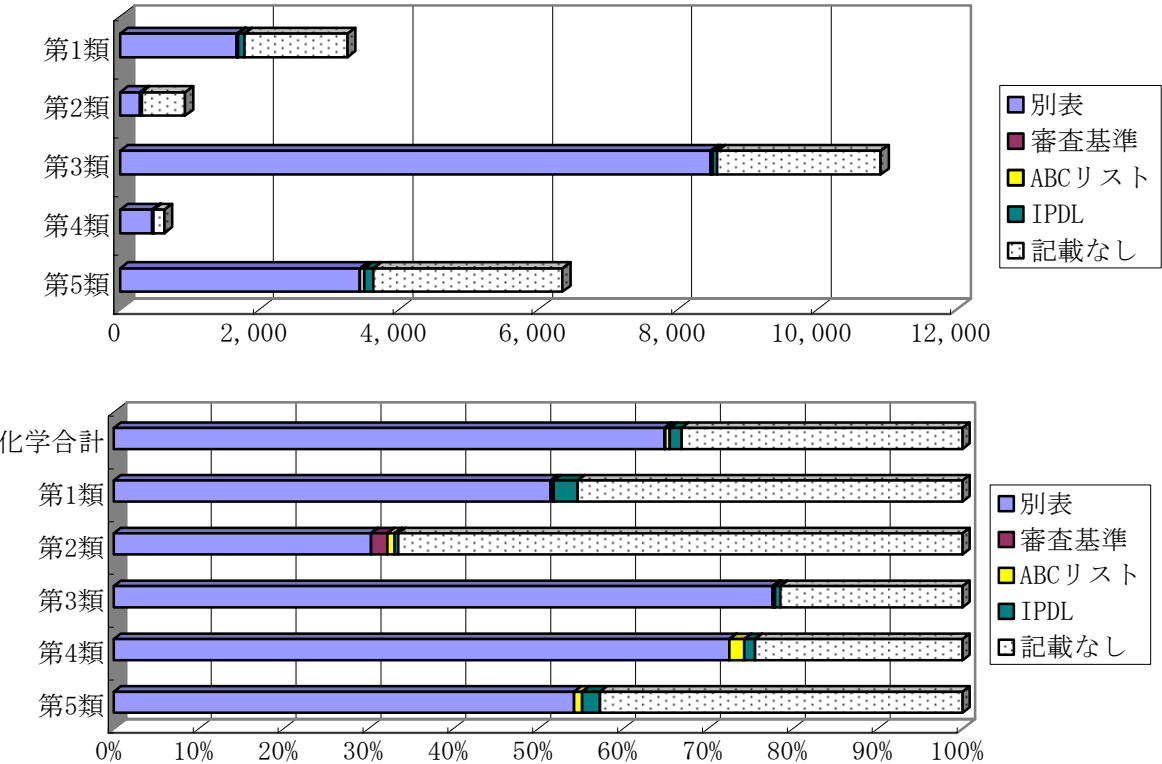
化学分野合計 22,089 件のうち、14,780 件(66.9%)が 4 つの資料のいずれかに掲載された商品等を指定している。特に、第 3 類、第 4 類については、75%を超える。一方、第 2 類については 33.5%と、他の区分と比較し、記載率が極端に低い。

区分により出願区分数は大きく異なるが、第 2 類を除き、半数以上の商標出願が別表に記載された商品等を指定している。

特に、第 3 類については区分数が 10,000 件以上あり、そのうち約 8,500 件が『別表』に記載された商品名である。

1－2 化学分野における記載数及び記載率

	出願区分数	別表	審査基準	ABC リスト	IPDL	記載なし
化学合計	22,089	14,335	18	120	307	7,309
第 1 類	3,262	1,679	0	12	92	1,479
第 2 類	934	283	18	8	4	621
第 3 類	10,913	8,472	0	29	69	2,343
第 4 類	634	460	0	11	8	155
第 5 類	6,346	3,441	0	60	134	2,711



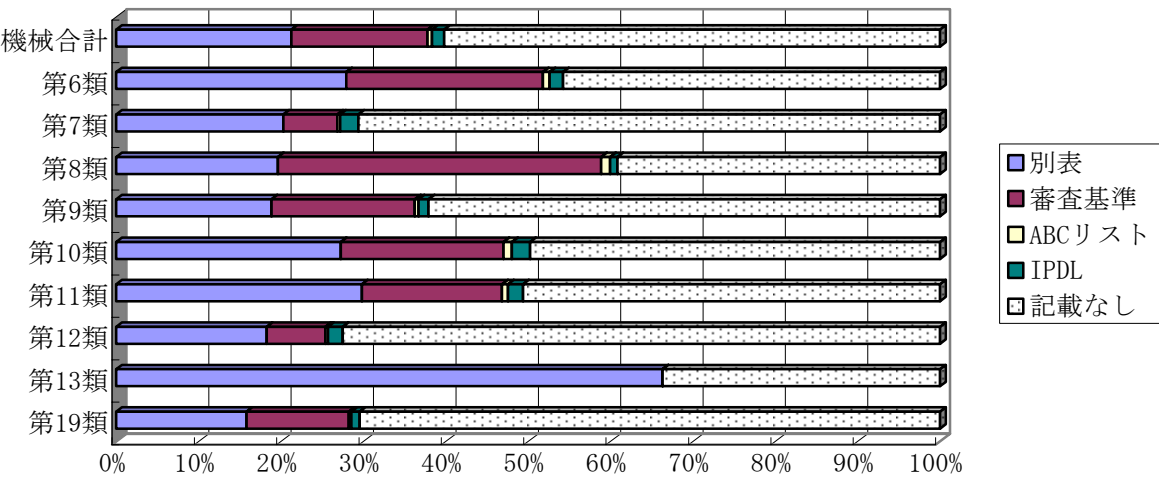
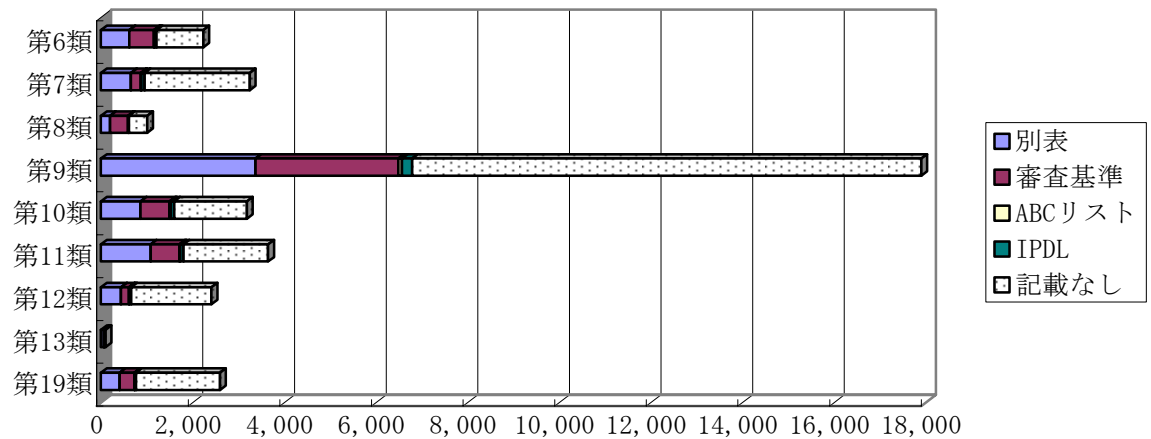
② 機械(第 6 類～13 類、第 19 類)

機械分野合計 36,341 件のうち、14,472 件(39.8%)が 4 つの資料のいずれかに掲載された商品を指定している。特に、第 8 類、第 13 類については、記載率は 60%を超える。

また、第 8 類は『別表』の記載より『審査基準』の記載が多い。第 8 類以外は『審査基準』より『別表』の記載が多い。特に第 13 類は『別表』の記載率が 100%である。

1－3 機械分野における記載数及び記載率

	出願区分数	別表	審査基準	ABC リスト	IPDL	記載なし
機械合計	36,341	7,731	6,002	194	545	21,869
第 6 類	2,236	624	534	18	37	1,023
第 7 類	3,248	659	212	12	72	2,293
第 8 類	1,009	198	396	11	9	395
第 9 類	17,905	3,375	3,117	78	221	11,114
第 10 類	3,185	868	629	33	70	1,585
第 11 類	3,649	1,088	621	26	67	1,847
第 12 類	2,412	441	171	8	43	1,749
第 13 類	101	67	0	0	0	34
第 19 類	2,596	411	322	8	26	1,829



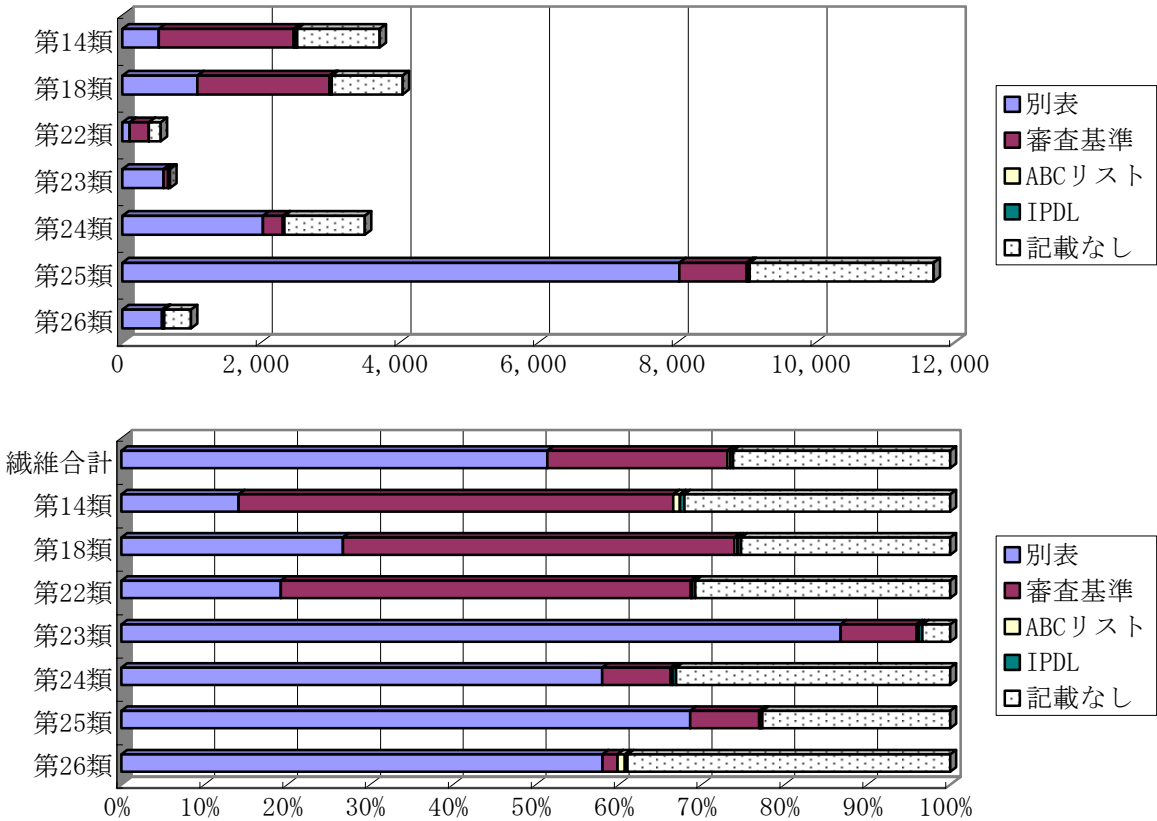
③ 繊維(第 14 類、第 18 類、第 22 類～第 26 類)

繊維分野合計 25,180 件のうち、18,585 件(73.8%)が 4 つの資料のいずれかに掲載された商品を指定している。特に、第 23 類については、記載率は 96.7%と高い。

区分により出願区分数は大きく異なるが、『別表』の記載率は第 23 類が 86.8%であり、他の区分より 15 ポイント以上も高い。『審査基準』の記載率は第 14 類が 52.5%、第 18 類が 47.2%、第 22 類が 49.5%と高く、これらの区分については『別表』の記載率よりも高い。

1－4 繊維分野における記載数及び記載率

	出願区分数	別表	審査基準	ABC リスト	IPDL	記載なし
繊維合計	25,180	12,945	5,471	87	82	6,595
第 14 類	3,710	525	1,946	29	20	1,190
第 18 類	4,042	1,081	1,909	15	18	1,019
第 22 類	556	107	275	1	2	171
第 23 類	689	598	63	2	3	23
第 24 類	3,495	2,028	288	9	14	1,156
第 25 類	11,699	8,032	972	22	22	2,651
第 26 類	989	574	18	9	3	385



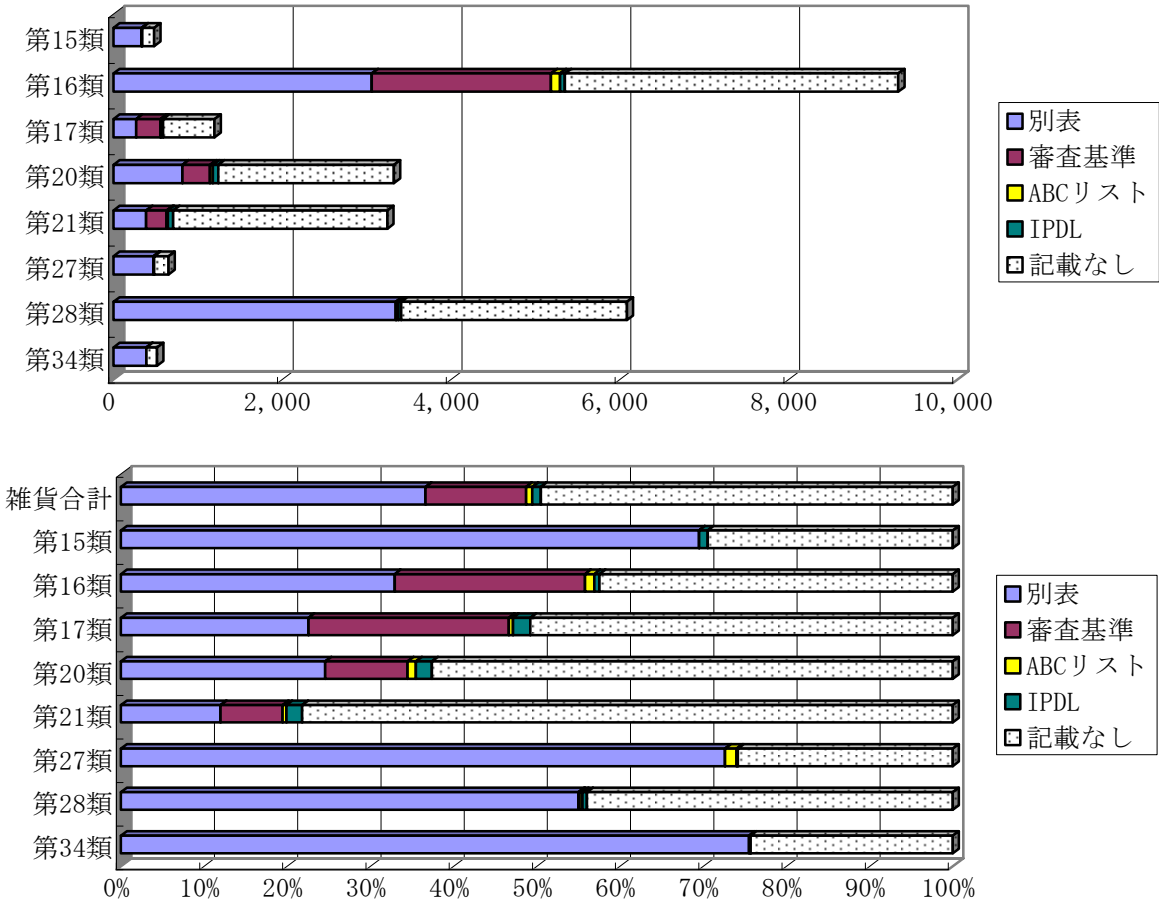
④ 雑貨(第 15 類～第 17 類、第 20 類、第 21 類、第 27 類、第 28 類、第 34 類)

雑貨分野合計 24,804 件のうち、12,516 件(50.5%)が 4 つの資料のいずれかに掲載された商品を指定している。区分により記載率が大きく異なり、第 34 類は 75.7%であるのに対し第 21 類は 21.8%と、その差は 50 ポイント以上ある。

第 15 類、第 27 類、第 28 類、第 34 類については、『審査基準』の記載率は低い。

1－5 雑貨分野における記載数及び記載率

	出願区分数	別表	審査基準	ABC リスト	IPDL	記載なし
雑貨合計	24,804	9,083	2,994	189	250	12,288
第 15 類	485	337	0	0	5	143
第 16 類	9,299	3,060	2,126	104	60	3,949
第 17 類	1,197	270	288	6	25	608
第 20 類	3,322	816	329	33	64	2,080
第 21 類	3,246	389	242	15	62	2,538
第 27 類	654	475	0	9	1	169
第 28 類	6,083	3,345	8	22	33	2,675
第 34 類	518	391	1	0	0	126



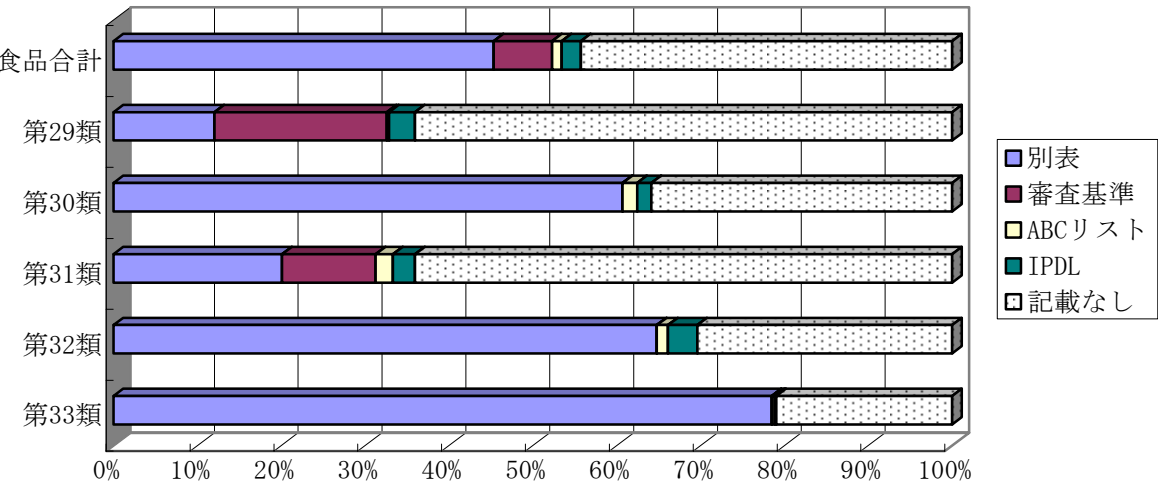
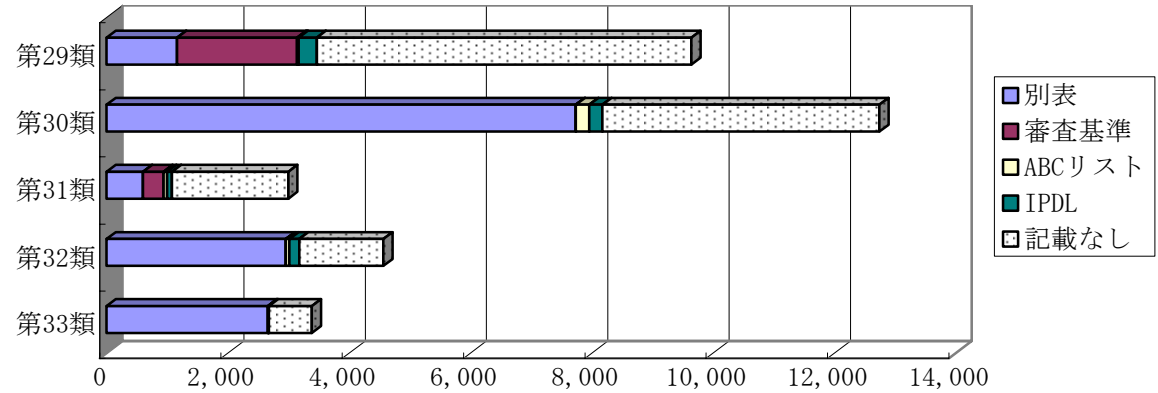
⑤ 食品(第 29 類～第 33 類)

食品分野合計 33,331 件のうち、18,573 件(55.7%)が 4 つの資料のいずれかに掲載された商品を指定している。区分により記載率が大きく異なり、第 33 類は 79.0%であり、第 29 類及び第 31 類の約 2 倍のポイントである。

第 30 類、第 32 類、第 33 類は、『審査基準』の記載率は 0%であった。

1－6 食品分野における記載数及び記載率

	出願区分数	別表	審査基準	ABC リスト	IPDL	記載なし
食品合計	33,331	15,114	2,316	382	761	14,758
第 29 類	9,642	1,160	1,982	25	300	6,175
第 30 類	12,744	7,737	0	222	216	4,569
第 31 類	2,997	603	334	62	79	1,919
第 32 類	4,562	2,956	0	61	160	1,385
第 33 類	3,386	2,658	0	12	6	710

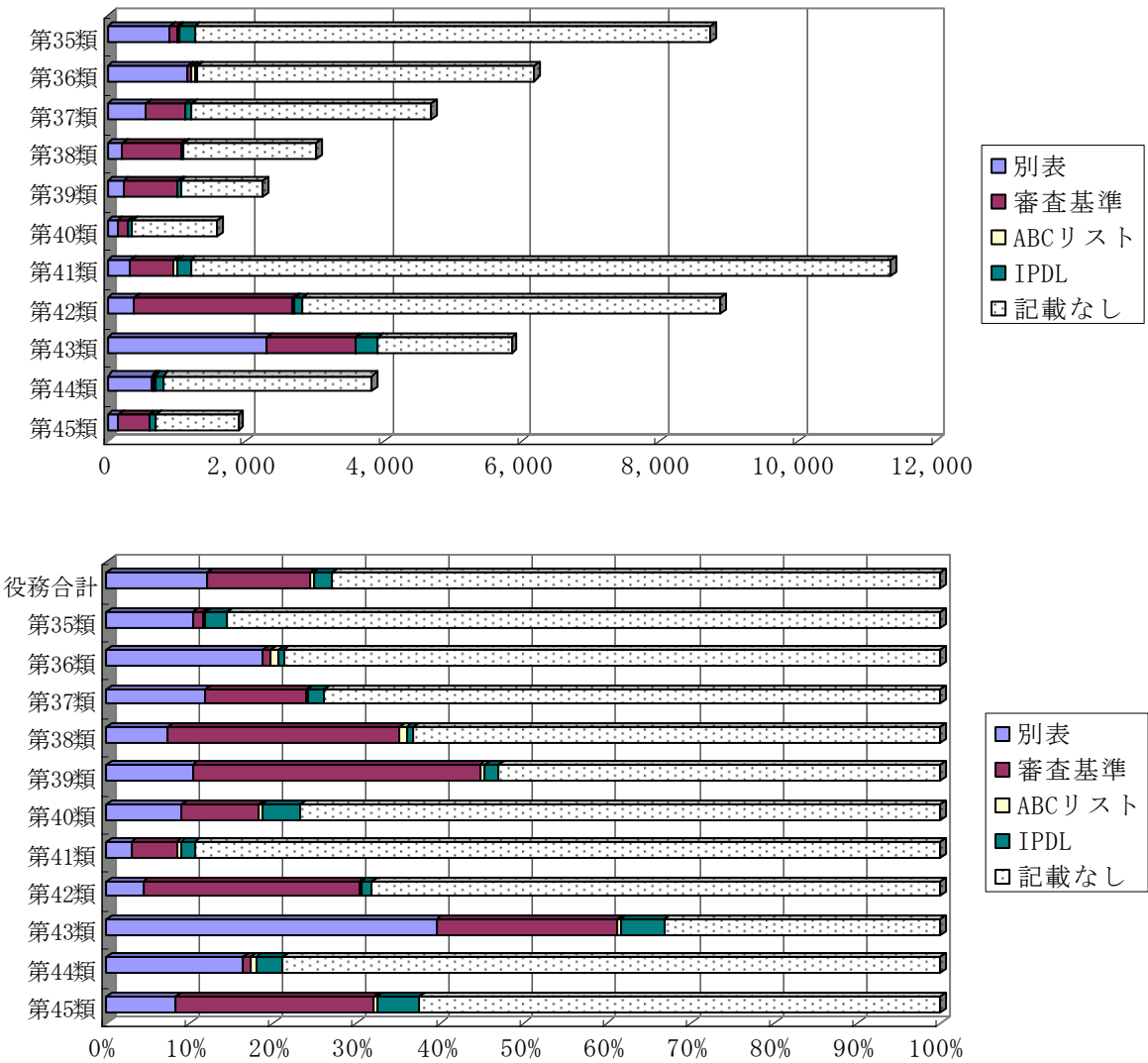


⑥ 役務(第 35 類～第 45 類)

役務分野合計 58,321 件のうち、15,835 件(27.2%)が 4 つの資料のいずれかに掲載された役務を指定している。第 43 類のみが記載率 66.8%と唯一 50%を超えている。

1－7 役務分野における記載数及び記載率

	出願区分数	別表	審査基準	ABC リスト	IPDL	記載なし
役務合計	58,321	7,074	7,172	262	1,327	42,486
第 35 類	8748	909	100	32	227	7,480
第 36 類	6,178	1,158	65	53	39	4,863
第 37 類	4,690	559	565	6	94	3,466
第 38 類	3,024	224	841	24	25	1,910
第 39 類	2,265	235	780	14	36	1,200
第 40 類	1,596	145	147	6	74	1,224
第 41 類	11,342	338	621	59	188	10,136
第 42 類	8,884	397	2,293	22	122	6,050
第 43 類	5,860	2,320	1,272	18	305	1,945
第 44 類	3,839	631	37	23	121	3,027
第 45 類	1,895	158	451	5	96	1,185



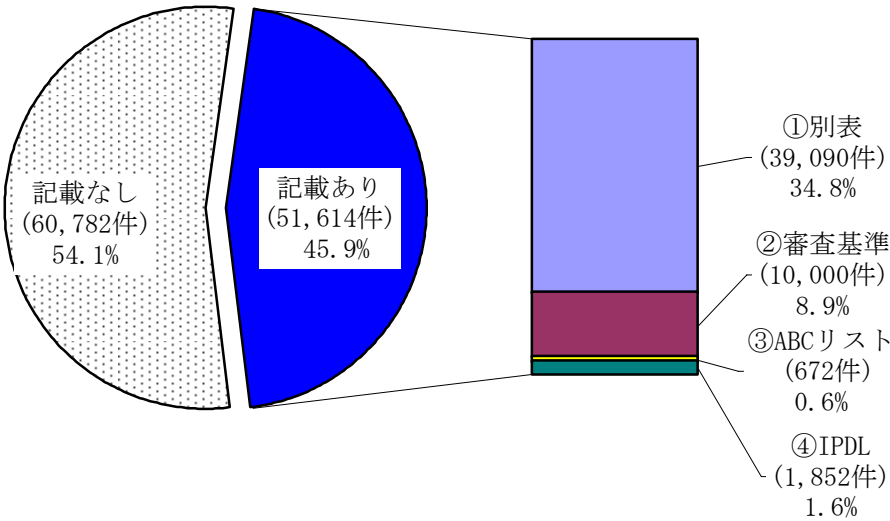
(3) 出願人別（国内、国外）

① 出願における資料の記載

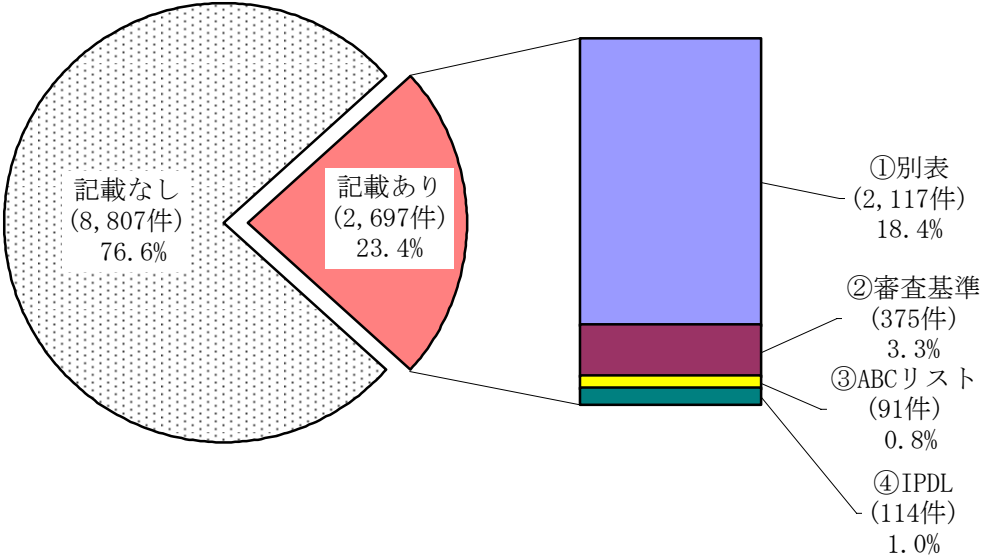
2005 年の商標出願のうち、約 9 割(112,396 件)が日本からの出願（以下、“国内出願人による出願”という。）であり、残り 1 割(11,504 件)が日本以外からの出願（以下、“国外出願人による出願”という。）である。

4 つの資料に記載されている商品・役務を、指定商品・指定役務として願書に記載している割合は、国内出願人による出願の場合は 45.9%であるのに対し、国外出願人による出願の場合は 23.4%である。

1－8 出願件数に対する記載率(国内出願人による出願)



1－9 出願件数に対する記載率(国外出願人による出願)

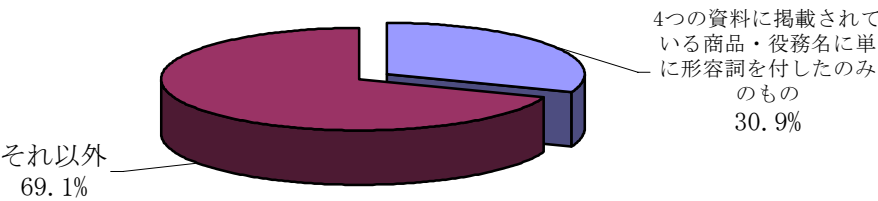


2. 形容詞調査

(1) 4つの資料の商品・役務に単に形容詞を付した商品・役務の抽出

調査対象の指定商品・指定役務（383,821 件）について調査した結果、118,521 件（30.9％）が抽出された。

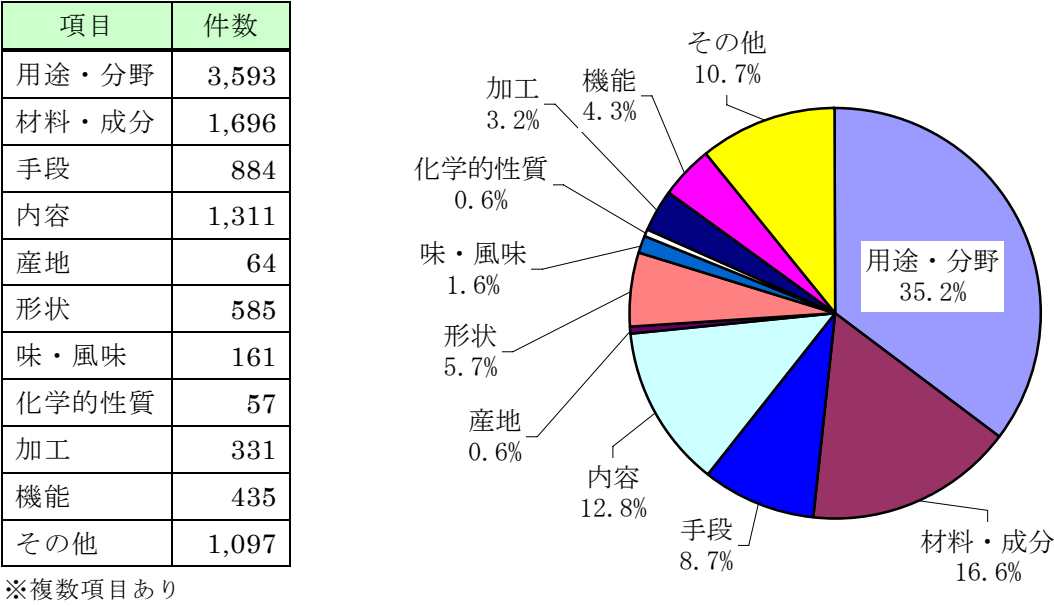
1－10 4つの資料の商品・役務に単に形容詞を付した商品・役務名の抽出結果



(2) 形容詞の性質調査

調査対象の形容詞(10,141 件)について調査した結果、以下のとおりとなった。

1－11 形容詞の性質調査の結果



(3) 形容詞の実在調査

調査対象の指定商品・指定役務 5,291 件を目視し、商品・役務名全体として存在する可能性の少ないと思われる商品・役務になっているものを抽出した結果、68 件であった。

3. 出典調査

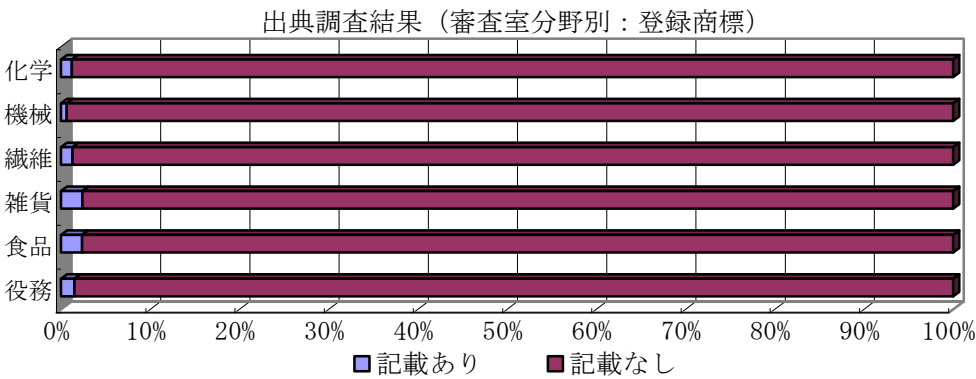
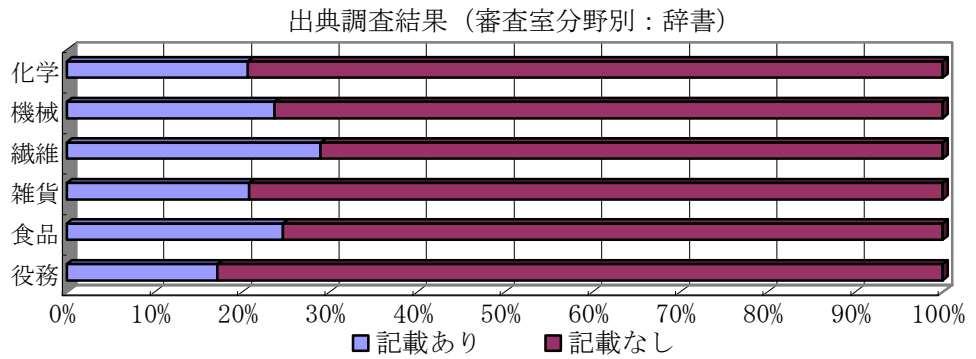
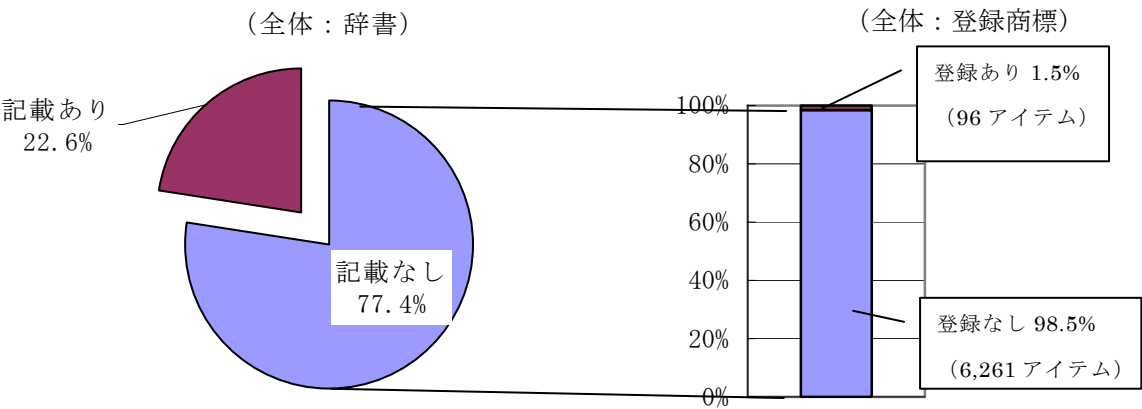
調査対象のべ 8,208 アイテム¹について、審査室分野別に辞書等の資料を用いて、商品・役務の出典を調査したところ、1,851 アイテム（22.6％）について資料中に記載がみられた。

記載がみられなかった 6,357 アイテム（77.4％）について、IPDL を用いて商品・役務名が単に登録商標と同じ名称となっているもの（その商標の指定商品・指定役務は考慮しない）を調査したところ、96 アイテムが登録商標と同じ記載であった。

さらに、上記以外の 6,261 アイテムのうち、例えば“その他 + 商品・役務”等を除いた 5,241 アイテムについて、インターネットの検索エンジン²を用いて商品・役務を検索語として検索を行ったところ、4587 アイテムが該当した。

審査室分野別に記載率を分析したところ、特に分野間で大きな差は見られなかった。

1－12 出典調査結果

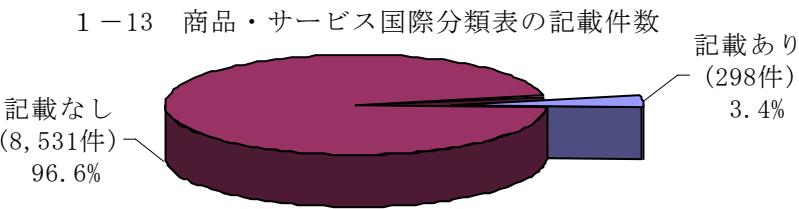


¹ アイテムとは、2005 年の商標登録出願の願書に記載された指定商品または指定役務をいう。
² 検索エンジンとして「Google™」を利用

第2節 国際登録出願（マドプロ出願）

1. 『商品・サービス国際分類表』の利用割合

2005 年の国際登録出願 8,829 件のうち、298 件(3.4%)が、『商品・サービス国際分類表』に記載された商品・役務を指定している。



2. 区分毎の資料の利用

出願区分数について、第9類（2,220件）が最も多く、第25類（1,283件）、第42類（1,089件）とつづく。

“類見出し”について、第33類（129件）が最も多く、第35類（90件）、第32類（62件）とつづく。

“本文”について、第5類（140件）が最も多く、第33類（39件）、第9類（31件）とつづく。

“その他”について、第9類（2,189件）が最も多く、第25類（1,278件）、第42類（1,026件）とつづく。

1-14 商品・サービス国際分類表との比較 結果（区分単位）

	出願区分数	類見出し	本文	その他
第1類	519	1	7	511
第2類	110	0	1	109
第3類	910	2	27	881
第4類	107	3	8	96
第5類	970	12	140	818
第6類	377	7	7	363
第7類	694	15	17	662
第8類	186	14	0	172
第9類	2,220	0	31	2,189
第10類	589	0	14	575
第11類	479	0	9	470
第12類	413	1	12	400
第13類	18	3	2	13
第14類	516	5	29	482
第15類	41	9	13	19
第16類	712	15	14	683
第17類	206	0	1	205
第18類	654	0	3	651
第19類	202	2	3	197

	出願区分数	類見出し	本文	その他
第 20 類	372	0	21	351
第 21 類	340	1	8	331
第 22 類	66	0	2	64
第 23 類	40	0	1	39
第 24 類	264	2	1	261
第 25 類	1,283	0	5	1,278
第 26 類	66	0	1	65
第 27 類	57	0	7	50
第 28 類	467	30	20	417
第 29 類	371	3	8	360
第 30 類	471	0	7	464
第 31 類	163	25	11	127
第 32 類	274	62	6	206
第 33 類	480	129	39	312
第 34 類	121	3	13	105
第 35 類	863	90	6	767
第 36 類	358	60	3	295
第 37 類	345	18	3	324
第 38 類	410	51	0	359
第 39 類	231	27	5	199
第 40 類	218	20	2	196
第 41 類	734	59	3	672
第 42 類	1,089	58	5	1,026
第 43 類	245	45	0	200
第 44 類	241	7	1	233
第 45 類	47	5	0	42

第 3 節 『審査基準』の包括表示の内容を含む全ての例示してある商品・役務名を指定商品としている出願の割合（区分毎）

2005 年の商標出願 123,852 件について、『審査基準』に包含されるものの割合について調査を行った。

なお、包含されるものとは、『審査基準』の区分毎に例示してある商品・役務名について、包括表示として例示されているものとそれ以外の個別商品として例示されている商品の両方を指定商品としているものをいう。

『審査基準』に包含されるものは 10 件であった。（第 36 類：3 件、第 38 類：5 件、第 39 類：1 件、第 45 類：1 件）

第2部 アンケート調査・ヒアリング調査

第1節 企業向けアンケート・ヒアリングの分析

1. アンケート回答企業の属性に関する分析

(1) 回答企業の分布

28業種 235社より回答があり、回答率は50.4%であった。(1社については複数回答)。
上記の回答者記載の業種に基づき特許庁の商標審査室の分野(以下、“審査室分野(業種)”という。)別に分類をしたものは以下のとおり。

2-1 企業向けアンケート結果 (1. 回答企業 235社の審査室分野)

審査室分野	化学	機械	繊維	雑貨	食品	役務	その他	未回答	全体
回答企業数	45	70	8	11	35	54	11	2	236

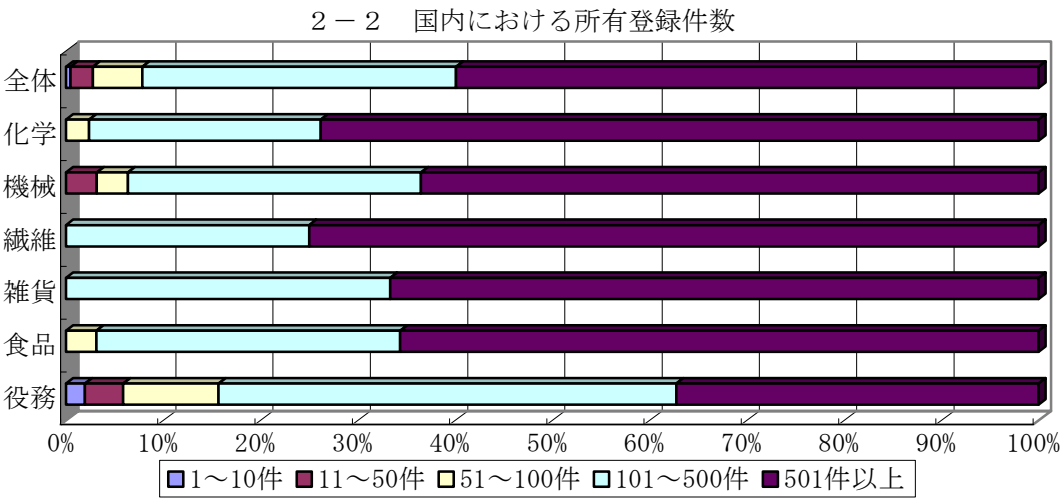
※ 1社は2業種を記載。

(2) 回答企業の商標出願の現状

① 所有登録件数

(i) 日本国内

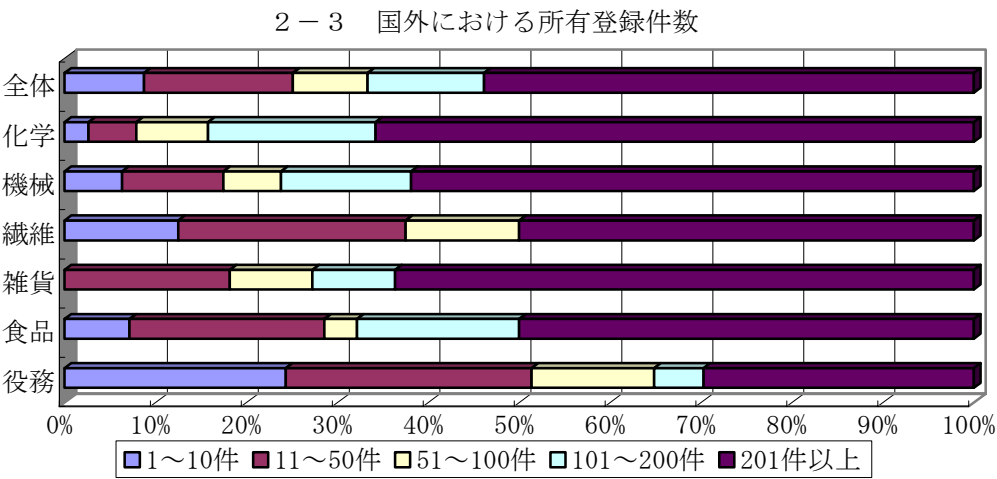
日本国内にて所有する登録商標の数は“501件以上”が130社(59.9%)と最も多い。
回答企業の92.2%(200社)が101件以上の登録商標を所有する。
審査室分野(業種)別にみると、化学、機械、繊維、雑貨、食品の各分野では“501件以上”との回答が最も多いが、役務分野では“101~500件”が最も多い。



(ii) 国外

国外にて所有する登録商標の数は“201 件以上”が 105 社(53.8%)と最も多い。回答企業の 66.7%(130 社)が 101 件以上の登録商標を所有する。

各審査室分野（業種）では“201 件以上”との回答が最も多いが、役務分野では“201 件以上”と回答した企業と“1～10 件”“11～50 件”と回答した企業の数に差はあまりない。

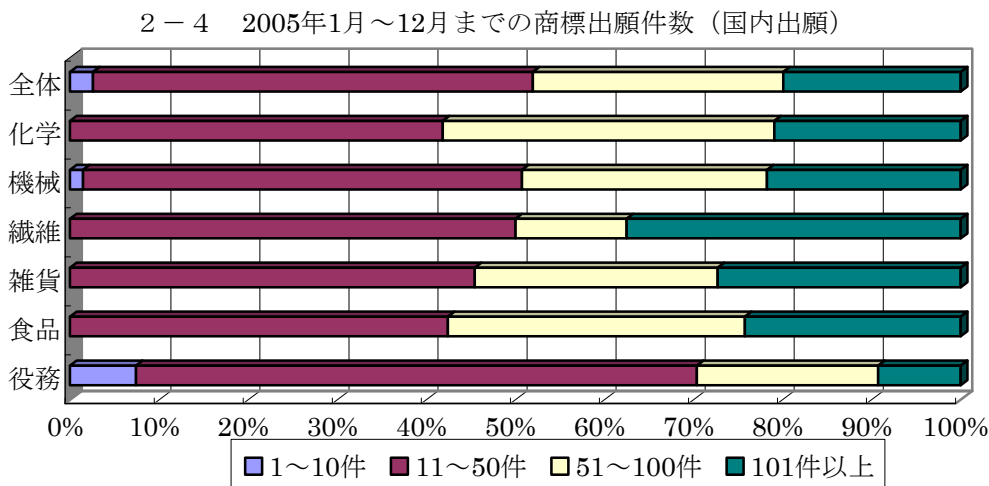


② 2005 年 1 月～12 月までの商標出願の件数

(i) 商標出願（国内出願）

全体として“11 件～50 件”が 114 社と最も多く、全体の 49.4%を占める。

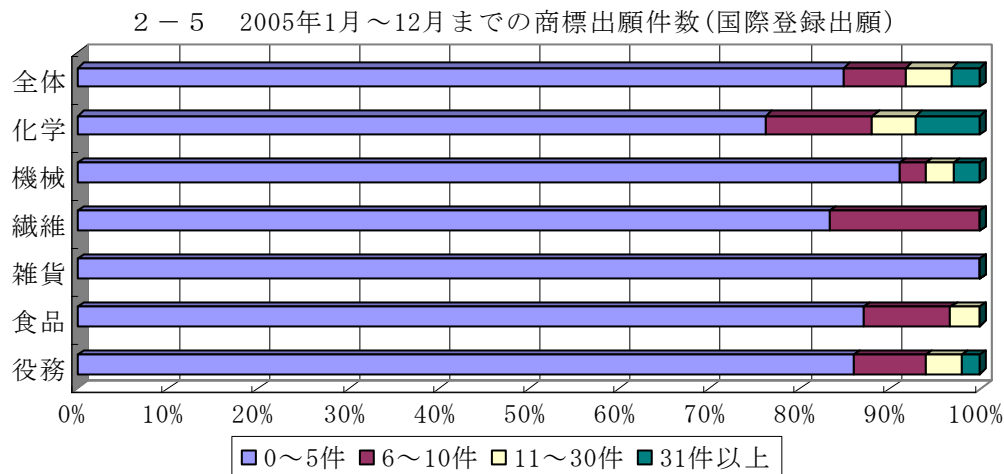
役務分野では、“1～50 件”が役務分野全体の 70.4%と 7 割を超え、他の分野より 20 ポイント以上高い。その一方で“101 件以上”は 9.3%と低く、他の分野より 10 ポイント以上低い。



(ii) 国際登録出願（マドプロ出願）

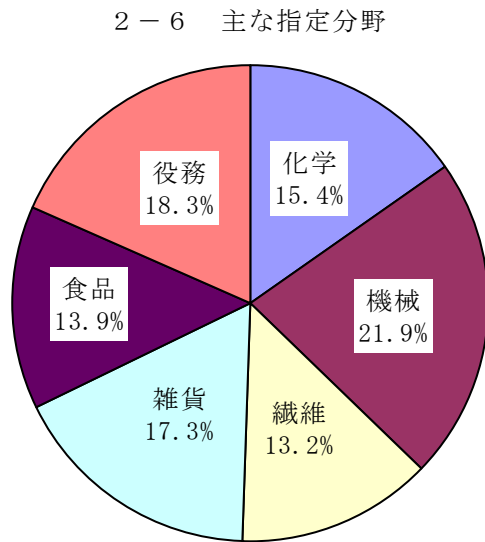
国際商標出願の件数は全体として“0 件～5 件”が最も多い。

審査室分野（業種）別にみると、雑貨分野では国際登録出願を 6 件以上出願した企業はない。



③ 主な指定分野

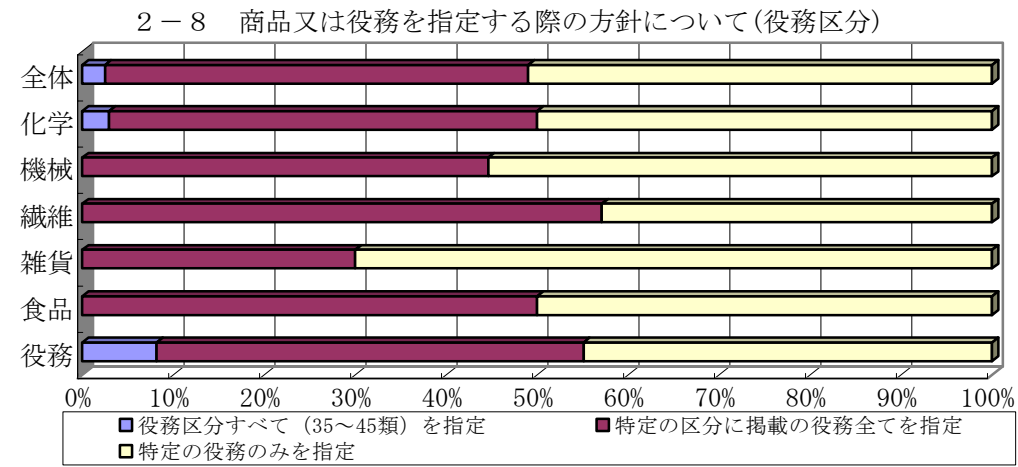
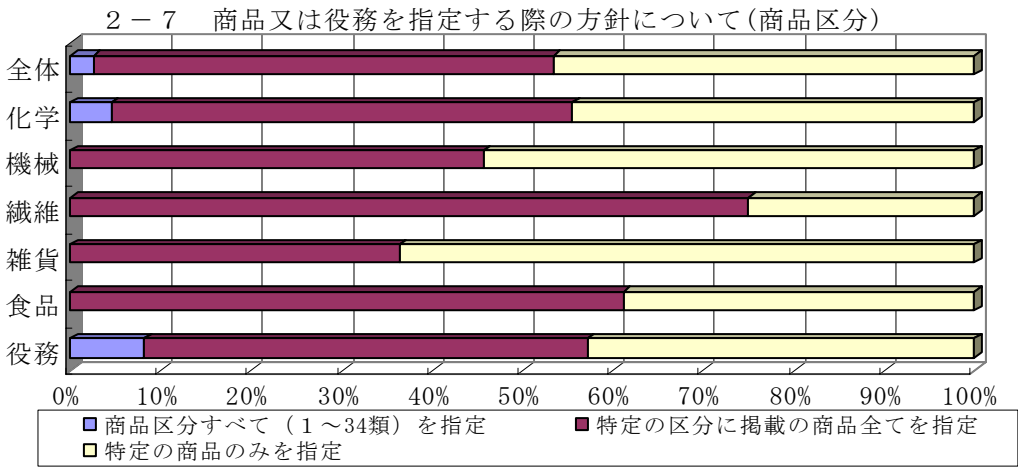
全体では、機械分野を指定する企業が 21.9%（91 件）と最も多く、続いて役務分野を指定する企業が 18.3%（76 件）とつづく。



④ 商品または役務を指定する際の方針について

商品区分(1～34 区分)または役務区分(35～45 区分)全てを指定することはほとんどなく、指定に際して取捨選択を行い、特定のものについて指定している。指定商品と指定役務との比較では、商品は“特定の区分”が多いのに対し、役務は“特定の役務のみ”が多い。

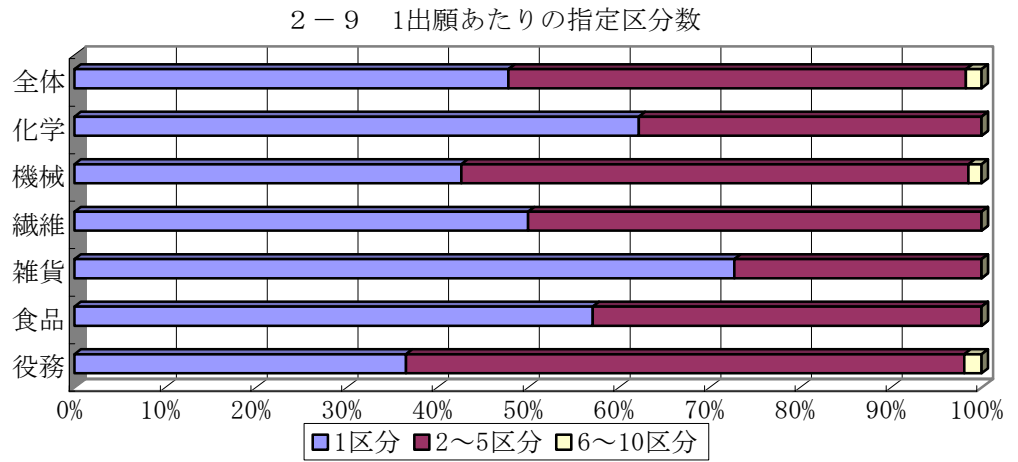
審査室分野（業種）別にみると、繊維分野及び食品分野では区分単位で指定する機会が多い。一方、雑貨分野及び機械分野では商品単位で指定する機会が多い。



⑤ 1 出願あたりの指定区分数(平均)

“2～5 区分” が 117 社と最も多い。但し、“2～5 区分” (50.0% (117 社)) と “1 区分” (47.4% (111 社)) では差はあまりなく、5 区分以下を指定しているのは 228 社であり全体の 97.4%を占める。

化学、雑貨、食品の分野では“1 区分”との回答が最も多いが、機械、繊維、役務の分野では“2～5 区分”が最も多い。



⑥ 主な指定区分

第 1 位から第 3 位¹までの合計では、第 9 類が 74 社、第 30 類が 40 社、第 29 類が 39 社の順となっている。

特に、第 9 類は、“第 1 位” “第 2 位” “第 3 位” のいずれも最も多い。なお、2005 年の商標出願のうち第 9 類を指定区分とするものが最も多く、これを裏付けている。

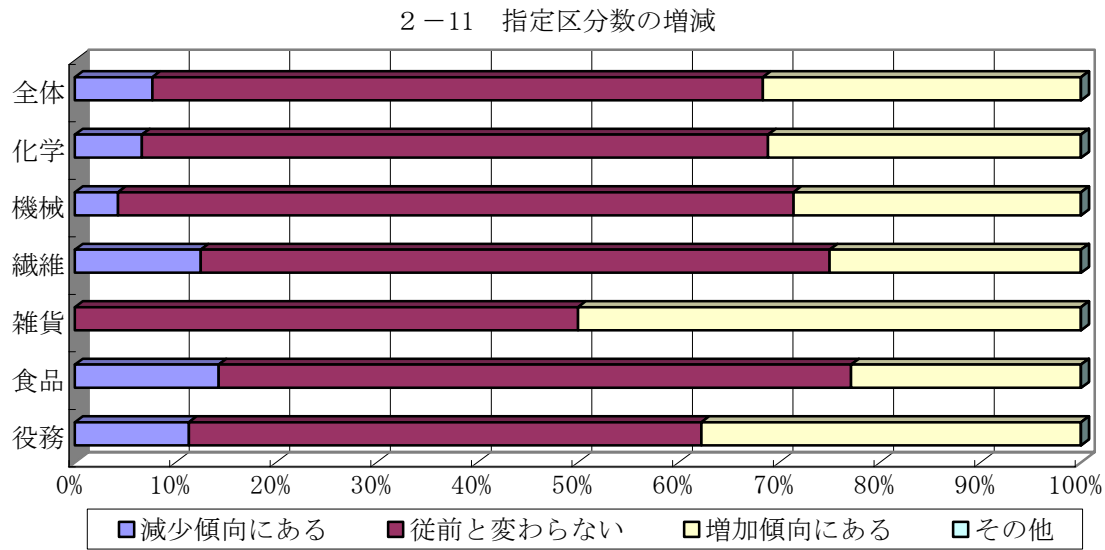
2-10 主な指定区分

	第 1 位	第 2 位	第 3 位	合計
第 1 類	5	12	7	24
第 2 類	0	3	3	6
第 3 類	21	9	6	36
第 4 類	1	0	1	2
第 5 類	18	7	4	29
第 6 類	5	2	0	7
第 7 類	4	2	6	12
第 8 類	0	0	1	1
第 9 類	40	18	16	74
第 10 類	4	2	4	10
第 11 類	6	9	5	20
第 12 類	10	3	0	13
第 13 類	0	0	0	0
第 14 類	4	0	5	9
第 15 類	0	1	0	1
第 16 類	13	5	9	27
第 17 類	3	4	2	9
第 18 類	1	10	8	19
第 19 類	3	7	4	14
第 20 類	2	6	6	14
第 21 類	1	6	6	13
第 22 類	0	0	1	1

	第 1 位	第 2 位	第 3 位	合計
第 23 類	0	2	4	6
第 24 類	4	8	3	15
第 25 類	25	8	5	38
第 26 類	1	0	0	1
第 27 類	0	0	0	0
第 28 類	11	16	7	34
第 29 類	13	16	10	39
第 30 類	13	17	10	40
第 31 類	0	1	1	2
第 32 類	4	8	12	24
第 33 類	3	1	1	5
第 34 類	0	0	0	0
第 35 類	2	3	4	9
第 36 類	7	2	3	12
第 37 類	4	4	8	16
第 38 類	1	3	4	8
第 39 類	2	0	1	3
第 40 類	0	1	0	1
第 41 類	0	7	10	17
第 42 類	0	18	8	26
第 43 類	1	2	4	7
第 44 類	0	0	4	4
第 45 類	0	0	0	0

¹ アンケートの回答者には出願区分数の多い順に、第 1 位から第 3 位までを記載

- ⑦ 指定区分数の増減（５年前との比較）
- “従前と変わらない”が142社(60.7%)と最も多い。
- 審査室分野（業種）別にみても、全分野において“従前と変わらない”が最も多い。



- ⑧ 商標法第6条第1項、同第2項に係る拒絶理由に対する主な対応
- “その他の補正(審査官が示した補正案等による補正)”が143社(63.3%)と最も多い。
- “その他”については、商標法第6条による拒絶理由通知を受けたことはない旨の回答をしている企業もある。

2－12 企業向けアンケート結果

(2. 商標法第6条第1項同第2項に係る拒絶理由に対する主な対応) (複数回答可)

	指定商品 /役務の 削除	指定商品 /役務の 減縮補正	その他の 補正	区分の 削除	意見書 提出	特に対応 しない	その他 (記述)
合計	101	110	143	17	98	2	7

- ⑨ 資料に記載のない新商品名の指定方法・留意点
- 主な回答の要旨は以下のとおり。
- 自社または他社の登録例、刊行物、ホームページ等を参考に記載する。
 - 積極的に記載する（説明的な表現、原材料・用途・機能を考慮し表現）。
 - 審査官に相談・確認した上で記載する。
 - 弁理士(特許事務所)に相談・依頼し記載する。

(3) 指定商品・役務を記載する際に利用している資料

① 利用順位

最も利用している資料は『審査基準』であると 114 社が回答している。平均順位をみても『審査基準』が 1.46 位と最も高く、『IPDL』が 2.32 位とつづく。

2-13 企業向けアンケート結果（3. 利用順位）

資料	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	平均順位
別表	4	5	21	46	27	3.84
審査基準	114	26	11	7	1	1.46
ABC リスト	12	23	45	34	12	3.08
IPDL	24	70	34	7	7	2.32
その他	31	31	21	4	19	2.52

- ※ 同順位の記載も可。利用がない場合は無回答も可
- ※ 平均順位は、資料毎に、（1 位＝1 ポイント）×社数、（2 位＝2 ポイント）×社数、（3 位＝3 ポイント）×社数、（4 位＝4 ポイント）×社数、（5 位＝5 ポイント）×社数とし、その合計ポイントを回答企業数で割り算をしたものである。

② 利用頻度

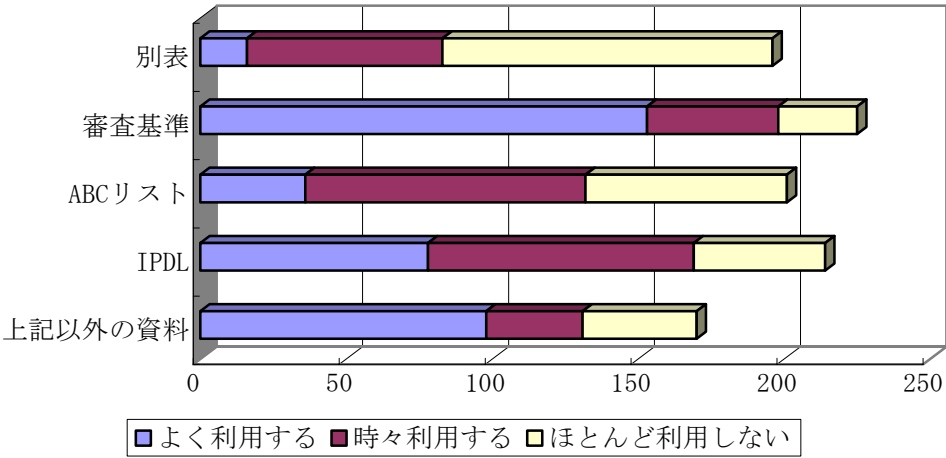
“よく利用する” 資料として最も多いのは『審査基準』で 153 社であり、『IPDL』（78 社）の約 2 倍と回答している。

“ほとんど利用しない” 資料として最も多いのは『別表』で 113 社である。

“ほとんど利用しない” 理由は以下のとおり。

- 『別表』：『審査基準』等の他の資料を利用する。必要性を感じない。
- 『審査基準』：指定商品・指定役務が毎回同じである。
- 『ABC リスト』：他の資料を利用する。指定商品・指定役務が毎回同じである。
- 『IPDL』：他の資料を利用する。指定商品・指定役務が毎回同じである。

2-14 利用頻度



上記以外の資料としては、“ホームページ”として特許庁または工業所有権情報・研修館のサイトのほか、検索エンジンや情報提供会社のサイトを利用するとの回答があった。

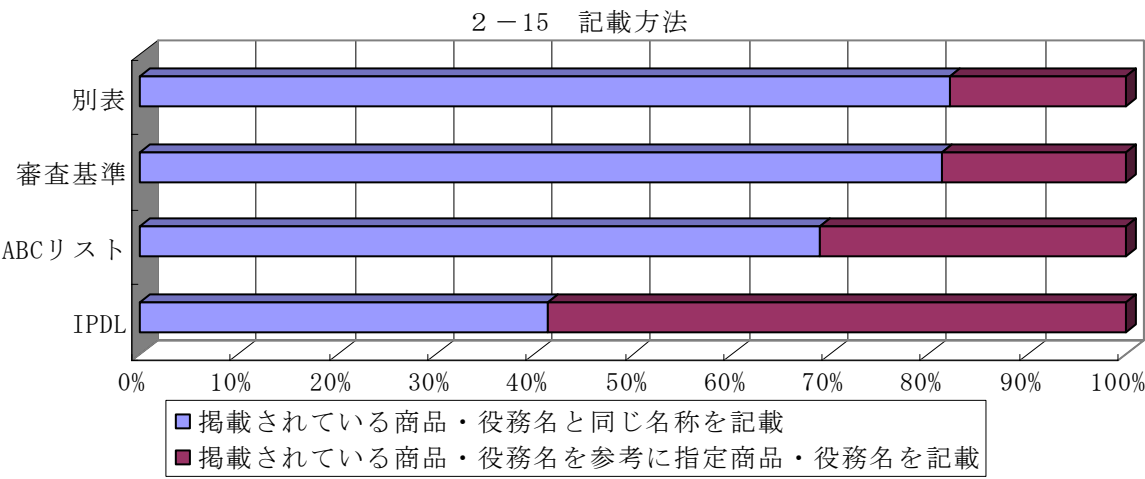
また、“商品・役務名が記載されている4つの資料以外の資料”として、三庁リスト、商標出願のてびき、特許事務所作成の資料、必要事項を抜粋した個人的資料が挙げられた。“用語辞典”としては、コンピュータ用語辞典、医学大辞典、現代新国語、広辞苑が挙げられた。

③ 記載方法及び記載範囲

(i) 記載方法

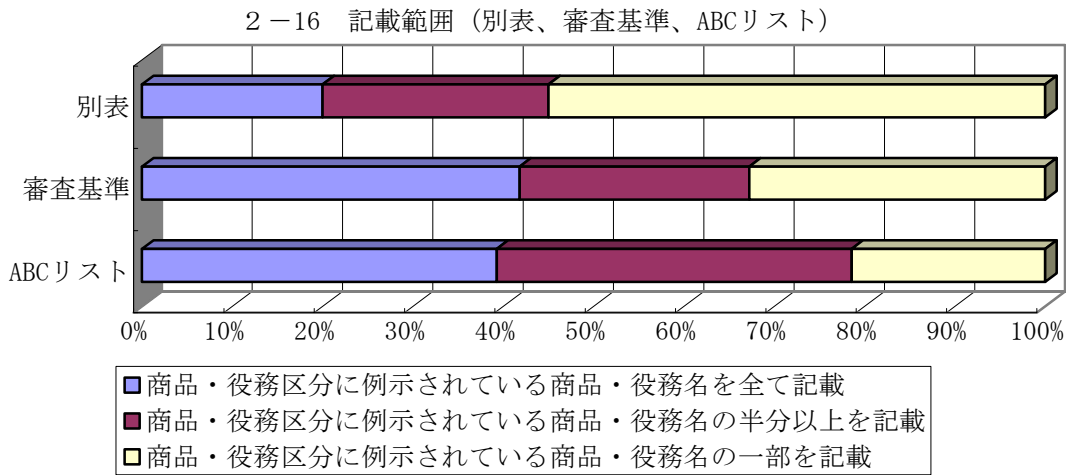
『別表』『審査基準』『ABCリスト』については“掲載されている商品・役務名と同じ名称を記載”との回答が6割以上である。

『IPDL』は“掲載されている商品・役務名を参考に指定商品・役務名を記載”との回答が約6割である。



(ii) 記載範囲

『別表』について、約6割が例示されている商品・役務名の一部を記載している。
『審査基準』『ABCリスト』について6割以上が掲載されている商品・役務名を半分以上記載している。



第2節 代理人向けアンケート、代理人・団体向けヒアリングの分析

1. アンケート回答者の属性に関する分析（回答数：23名）

(1) 回答者について

全回答者が特許商標事務所に所属している。

2-18 代理人向けアンケート結果（1. 事務所の形態）

特許商標事務所	法律事務所	その他
23	0	0

2-19 代理人向けアンケート結果（1. 商標担当者数）

1～3名	4～5名	6～10名	11～20名	21名以上
8	4	6	3	2

(2) 商標に係る指定商品または指定役務の記載について

① 誰が指定商品または指定役務を作成するのか

“出願人と代理人とで指定商品または指定役務を検討し、記載する”との回答が最も多い。

2-20 代理人向けアンケート結果（2（1）誰が作成し記載するか）

1)出願人自身が作成した 指定商品または指定役務 を、そのまま記載する	2)出願人と代理人とで指 定商品または指定役務を 検討し、記載する	3)その他
1	22	1

回答（複数回答含む）22、未回答 1

② 商標法施行規則別表または刊行物等の資料の利用について

全回答者が利用している。

2-21 代理人向けアンケート結果（2（2）資料の利用）

利用している	利用していない
23	0

(3) 指定商品・役務を検討する際に利用している資料

①利用順位

利用順位、平均順位ともに『審査基準』が最も高い。『IPDL』がこれに続く。

2-22 代理人向けアンケート結果 (3 (1) 利用順位)

資料	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	平均順位
別表	0	1	2	4	7	4.21
審査基準	15	1	1	0	0	1.18
ABC リスト	0	3	10	3	0	3.00
IPDL	5	9	1	1	0	1.88
その他	1	5	2	5	1	3.00

- ※ 同順位の記載も可。利用がない場合は無回答も可
- ※ 平均順位は、資料毎に、(1 位=1 ポイント) ×人数、(2 位=2 ポイント) ×人数、(3 位=3 ポイント) ×人数、(4 位=4 ポイント) ×人数、(5 位=5 ポイント) ×人数とし、その合計ポイントを回答人数で割り算をしたものである。

②利用頻度

回答者のほぼ全員が『審査基準』及び『IPDL』をよく利用すると回答。
“ほとんど利用しない”資料として『別表』との回答が最も多い。
上記以外の資料としては、特許庁、商用データベース、英和辞典のホームページ、商品・役務名対訳ガイドライン、日本標準商品分類等を利用するとの回答があった。

2-23 代理人向けアンケート結果 (3 (1) 利用頻度)

利用頻度	よく利用する	時々利用する	ほとんど利用しない	合計
別表	0	6	15	21
審査基準	22	1	0	23
ABC リスト	7	11	3	21
IPDL	21	0	0	21
上記以外の資料	12	5	0	17
合計	62	23	18	103

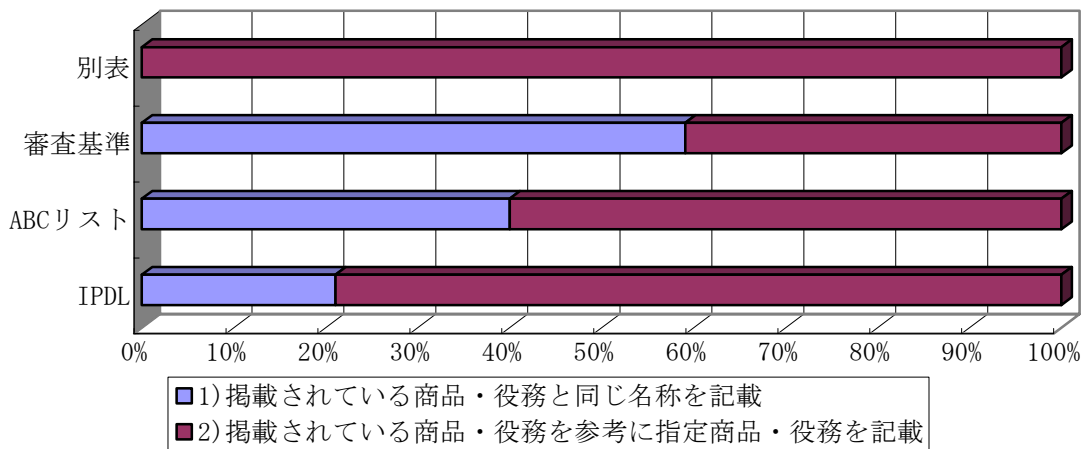
③記載方法及び範囲

(i)記載方法

『審査基準』については、“掲載されている商品・役務名と同じ名称を記載”との回答が 5 割を超える。

『IPDL』については、“掲載されている商品・役務名を参考に指定商品・役務名を記載”との回答が 8 割をこえる。

2－24 代理人向けアンケート結果（3（2）記載方法）



(ii) 記載範囲

『審査基準』については、掲載されている商品・役務名の半分以上を記載との回答が 6 割を超える。

2－25 代理人向けアンケート結果（3（2）記載範囲）

